平成２１年（再ロ）第４号
広島市安佐南区伴東８丁目53番８号
再生債務者　池内　伸一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年５月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月４日まで
平成21年８月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１号
宮崎県日向市永江町２丁目152番地
再生債務者　吉田　　康
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月４日まで
平成21年８月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再ロ）第１９号
青森県上北郡野辺地町字中小中野37番地の５
再生債務者　洞内　良和
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月７日まで
平成21年８月10日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１００４７号
東京都板橋区坂下２－１－１－610
再生債務者　盛　由美子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１号
滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1521番地
再生債務者　川並　久男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年８月10日　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（再ロ）第２号
滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1521番地
再生債務者　川並　照代
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年８月10日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１３号
青森市大字浅虫字蛍谷89番地２
再生債務者　赤田　裕見
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月10日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
広島市南区東雲１丁目14番10―802号
再生債務者　木下留美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第２号
岡山市北区今７丁目20番15号兼本良雄方
再生債務者　井上　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月10日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第８号
秋田県南秋田郡五城目町字神明前81番地25
再生債務者　伊藤　　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月10日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第９号
大阪府和泉市光明台３丁目７番29―203号、前住所大阪府和泉市池田下町1080番地の１―505
再生債務者　小川　一真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月10日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号
広島市東区牛田新町４丁目５番13号
再生債務者　宗野　和広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月10日
広島地方裁判所民事第４部

会社更生

会社更生
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十一年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十一年七月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一二五頁（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一二六頁（号外第一四九号）
平成二十一年八月十八日
秋田県秋田市山王二丁目一番五四号
（甲）株式会社アチカ
代表取締役　大槻　忠則
秋田県大仙市大曲日の出町一丁目六番一二号
（乙）株式会社イトダコンピュータ
代表取締役　糸田　和義

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三日
掲載頁　一〇九頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四一号）
平成二十一年八月十八日
東京都台東区浅草一丁目三〇番六号
（甲）株式会社マルベル
代表取締役　三ツ澤　博
東京都台東区浅草一丁目二九番九号
（乙）株式会社金多丸食品
代表取締役　三ツ澤　博
代表取締役　畑山　良衛

会社更生
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一一六頁（号外第一三二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一一六頁（号外第一三二号）
平成二十一年八月十八日
東京都足立区竹の塚六丁目八番一四号
（甲）株式会社サンパワー
代表取締役　佐藤　昌浩
千葉県印西市大森字曽谷谿二四三五番地五
（乙）株式会社サンシャイン印西
代表取締役　佐藤　昌浩